

8 月度 生産組合長会議 案件

となみ野地域水田農業推進協議会

1. 令和3年度経営所得安定対策等交付金申請に係る生産者控えの配布について

【資料 No.1～No.3】

農業者から提出された水稻共済細目書と、6月の現地確認結果をもとに以下の書類（2種類）を作成しました。4月度の交付申請書と同様に、当協議会が農林水産省に提出する「代理申請」を行います。

申請を希望されない方や、申請内容に変更があれば速やかに連絡願います。
変更・修正が無い方は、連絡不要です。

配布する書類

となみ野地域水田農業推進協議会の灰色の個人別封筒

- ① 水稻生産実施計画書 兼 営農計画書（様式第2号）の農業者控え
- ② 水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書 兼 誓約書（様式第11-1号）の農業者控え

2. 令和3年度経営所得安定対策等を受けるための栽培管理日誌等について

本年度は、10月初旬に該当農家へ栽培管理日誌を郵送いたします。（予定）

以下の要件を満たさない場合、交付金が交付されなくなります。

1. 提出期限までに、提出されない方
2. 記入すべき項目に、記入漏れがある方
3. 必要な添付書類等が、添付されていない方

3. 令和3年度産地交付金の助成体系について

【資料 No.4】

本年度の産地交付金の交助成体系が決まりましたのでお知らせします。

本年度は、水田リノベーション事業が実施されましたので、前年よりも多額の交付金の配分がありました。そのため、前年よりも各交付単価が大きくなっています。
交付要件等は令和2年度と同様です。

集落内の関係農家・経営体等へご案内ください。

令和3年8月

«集落CD名»

«住所»

«簡易農家氏名» 様

となみ野地域水田農業推進協議会

会長 佐野 日出勇

(公印省略)

令和3年度経営所得安定対策の申請手続き書類 (農業者控え)の送付について

日頃より、経営所得安定対策の推進等にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

令和3年度より、経営所得安定対策実施要領の改訂により申請の際に加入者の捺印が不要となりましたので、貴殿から2月に提出された水稻共済細目書と、現地確認をもとに代理申請を行っております。

今回、2回目の申請手続きとなる提出書類(2種類)をお送りいたしますので、交付金が交付される令和4年3月末まで保管願います。

なお、申請内容に変更が有れば速やかに連絡願います。

令和 3年度(令和 3年産) 水稻生産実施計画書 兼 営農計画書

北陸農政局長 殿 南砺市農業再生協議会経由[とんみ野地域水田農業推進協議会]

私は、令和 3年度経営所得安定対策等の交付金を受けるため、貴協議会が実施した現地確認等の結果に基づく、下記の交付対象作物の作付面積等について確認します。

令和 3年 6月30日

Farmer information table including name (フリガナ), address (住所: 富山県南砺市), and business status (経営形態).

Regional association and management codes table.

■■■■■■■■

Table for application content (交付申請の内容) including direct payment for water use and crop production.

Income insurance participation status table (収入保険の加入状況).

Table for crop production details, including crop type, production area, and sale status.

Table for direct payment for crop production (畑作物の直接支払交付金(ゲタ)関連).

Main table for rice production (水稻単収) and usage (水稻用途別作付面積).

Table for strategic crop relationships (戦略作物等関係).

Table for land payment relationships (産地交付金関係).

Large table for agricultural land utilization plan (農地の利用計画欄).

1
2
1

資料No. 2

水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書

令和 年 月 日

北陸農政局長 殿

報告(誓約)者 住所 富山県南砺市 ****

氏名 *** **

交付申請者管理コード
161*****

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)IVの第2の4の(2)の規定に基づき、下記のとおり、出荷・販売状況が分かる書類を提出します。

記

1 対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類

裏面のチェックリスト中、「今回提出」としたものについては、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを添付して報告します。

「来年の6月30日までに提出」としたものについては、申告どおり、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを提出することを誓約します。

(注1) 交付申請している対象作物名の口に入(チェック)を付けた上で、対象作物ごとの出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の確認書類の提出方法について、該当する提出方法の口に入(チェック)を付けてください。

(注2) 畑作物の直接支払交付金(数量払)に交付申請した方で、同交付金(数量払)の交付申請手続において、水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する(提出した)方は、「畑作物の直接支払交付金で提出」の口に入(チェック)を付けてください(本報告で出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を提出する必要はありません。)

(注3) 対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売(直売所等での販売)実績報告書」(参考様式3)を作成して提出してください。

【チェックリスト】

対象作物名	出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出方法
<input type="checkbox"/> 麦	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> 大豆	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> 米粉用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 飼料用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> WCS用稲	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input checked="" type="checkbox"/> 加工用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 新市場開拓用米(産地交付金)	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 飼料作物	<input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> 地域振興作物(産地交付金、水田農業高収益化推進助成)	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出

2 交付金の返還

正当な理由なく1で申告した時期までに出荷・販売状況が分かる書類を提出しない場合、又は虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。

令和3年度 水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成・産地交付金)、水田リノベーション助成金 体系図

令和 3年 5月28日 現在

計	14,500円 以内	14,500円 以内	3,050円 以内	14,500円 以内	25,550円 以内
二毛作	県1 特産作物等 二毛作助成 14,500円 以内	県1 特産作物等 二毛作助成 14,500円 以内	と15 土づくり助成 (麦、たまねぎ、球根あとに限る) 3,050円 以内	県1 特産作物等 二毛作助成 14,500円 以内	県6 園芸作物 二毛作助成 5,000円 以内 と14 二毛作助成 (麦、たまねぎ、球根あとに出荷する いんじん、キャベツ、カブ ブロッコリー、カリフラワー 特産たまねぎ) 20,550円 以内

計	42,150円 以内 ~	52,500円 以内	42,150円 以内	67,000円 ~ 117,000円 以内	60,000円 以内	40,000円 以内	57,250円 以内	69,200円 以内
基幹作	(団地 加算) (担い手集積加算) と6又10 20ha以上 750円 以内 と5又9 10ha以上 1,550円 以内 と4又8 5ha以上 3,050円 以内 と11 1ha以上 団地 加算 7,150円 以内 と3又7 3ha以上 担い手集積加算 7,150円 以内	と12 3年以上契約 複数年契約 加算 7,150円 以内	県4 飼料用米 拡大加算 5,000円 以内 県3 米粉用米 拡大加算 13,000円 以内 と18 飼料用米・米粉用米 複数年契約加算 12,000円	と19 加工用米 拡大加算 20,000円 以内	と19 加工用米 拡大加算 20,000円 以内	と2 井波地区 球根・さといも・白ねぎ たまねぎ・菊・リンドウ・にら 小松菜・梅・林檎 (特産出荷団体に加入) 福野地区 球根・さといも・白ねぎ たまねぎ・菊・リンドウ・にら 小松菜・林檎・スイートコーン (特産出荷団体に加入) 利賀地区 ホウレンソウ・ミウガ・赤カブ 白蘿蔔・ホウチャ・たまねぎ にら・そば 特産作物 加算 37,250円 以内	と16 そば作付 助成 20,000円	と13 1ha以上 土地利用集積 加算 9,900円 以内 と2 井波地区 球根・さといも・白ねぎ たまねぎ・菊・リンドウ・にら 小松菜・梅・林檎 (特産出荷団体に加入) 福野地区 球根・さといも・白ねぎ たまねぎ・菊・リンドウ・にら 小松菜・林檎・スイートコーン (特産出荷団体に加入) 利賀地区 ホウレンソウ・ミウガ・赤カブ 白蘿蔔・ホウチャ・たまねぎ にら・そば 特産作物 加算 37,250円 以内 と1 出荷する 高収益作物 野菜、花卉・花木、果樹 (果樹は植栽後5年以内)
	水田リノベーション助成 40,000円 戦略作物 助成 35,000円	戦略作物 助成 35,000円	戦略作物 助成 35,000円 (収量に応じて) 55,000円 ~ 105,000円	戦略作物 助成 80,000円 (収量に応じて) 55,000円 ~ 105,000円	水田リノベーション助成 40,000円	水田リノベーション助成 40,000円	水田リノベーション助成 40,000円	水田リノベーション助成 40,000円
作物名	麦・大豆	飼料作物	新規需要米 飼料用米 米粉用米	加工用米	加工用米	加工用米	加工用米	加工用米

《 注意 》
 黄色・戦略作物助成 (令和 3年11月頃支払い予定)
 水色・水田リノベーション助成 (令和 4年 3月頃支払い予定)
 白色・産地交付金 (令和 4年 3月頃支払い予定)
 これらの助成や加算を受けるには、令和3年12月末日までに
 栽培管理日誌と販売伝票等の提出が必要になります。
 (県2：耕畜連携助成、県5：水稲品種切り替え助成は
 当協議会で該当がないので省略しています。)

地力増進作物を
 基幹作で作付されても、
 産地助成金は
 交付されません。
 麦・たまねぎ・球根あとに
 作付した場合に限り
 産地交付金が
 麦・たまねぎ・球根の
 耕作者に
 支払われます。

助成金は10a当たりの単価です。